

## ■東京都屋外広告条例

### 道路占用許可基準

(東京都道路占用規則第4条)

#### 看板

・高さ 「路面から看板下端までの距離」

(イ) 歩道上においては、路面から3.5M以上の距離が必要です。

出幅が0.5M以下の場合は2.5M以上あれば許可が受けられます。

(ロ) 歩道のない道路においては、車との衝突を防止するため、

路面から4.5M以上の距離が必要です。

・出幅

(イ) 突き出し看板は道路境界から1M以内でなくてはなりません。

(ロ) 壁面看板は道路境界から0.3M以内でなくてはなりません。

#### テント

・高さ

(イ) 歩道上においては、巻上式：路面から、2.5メートル以上の距離が必要です

固定式：路面から、2.5メートル以上の距離が必要です

・(ロ) 車道上においては、巻上式：路面から、2.5メートル以上の距離が必要です。

固定式：路面から、4.5メートル以上の距離が必要です

・出幅

(イ) 歩道上においては、道路境界から0.7メートル以内でなくてはなりません

(ロ) 車道上においては道路の幅が8メートル以上：道路境界から0.7メートル以内でなくてはなりません

道路の幅が8メートル未満：道路境界から0.5メートル以内でなくてはなりません。

#### 都道の占用料

都道の占用料は、道路法第39条に基づき、「東京都道路占用料等徴収条例」という都議会で議決を経た条例によって定められています。詳しくは下記迄お問い合わせ願います。

東京都都市計画局市街地建築部市街地企画課(都庁第二本庁舎3階)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

TEL 03(5388)3335 ダイヤルイン

高さ4メートルを超える広告塔・広告板は、建築基準法の工作物確認が必要です

屋外広告物の許可に当たっては、この確認済みの工作物であることを原則とします

道路上を、使用する広告物の掲出には、道路使用、道路占用の許可を必要とします